

資 料 6

公共交通空白地有償運送の新規登録の申請書 及び添付が必要な書類

(「道路運送法施行規則第51条の7に掲げる協議が
調っていることの証明書」を含む)

平成 年 月 日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

名 称 久多自治振興会
住 所 京都市左京区久多宮の町3番地左京区役所久多出張所内
代表者の氏名 会長 岡田 芳治

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 久多自治振興会
住 所 京都市左京区久多宮の町3番地左京区役所久多出張所内
代表者の氏名 会長 岡田 芳治

2. 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

3. 運送の区域

区域	備考
京都市左京区久多地域	

4. 事務所の名称及び位置

名称	位置
久多自治振興会	京都市左京区久多宮の町3番地左京区役所久多出張所内

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合 計 (軽)
久多自治振興会	所有		1 ()	1 ()
	持込		()	()
	合計		1 ()	1 ()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
久多自治振興会	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通 空白地 有償運送	交通手段を持たない久多地域住民、久多地域への来訪者等。	
福祉有償運送		イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
		ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

添付書類(新規登録の申請に際して添付が必要な書類)

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2	宣誓書(第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)	様式第3号
3	施行規則第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第2－5号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第イ号
9	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	(様式第7号)

久多自治振興会規約

久多自治振興会

久多自治振興会規約

第1章 総 則

「名 称」

第1条 この会は、久多自治振興会（以下「会」という。）と称する。

「事務所の所在地」

第2条 会の事務所は、京都市左京区久多宮の町3番地 左京区役所久多出張所内に置く。

「区 域」

第3条 会の区域は、京都市左京区久多上の町、中の町、宮の町、下の町及び川合町の区域とする。

第2章 目的及び活動

「目 的」

第4条 会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること
- (2) 文化厚生施設の設置及び改善並びに生活改善に関すること
- (3) 地域内各種団体の運営に協力と援助に関すること
- (4) 交通安全、防犯、防火等に関すること
- (5) ごみ処理、排水等保健衛生に関すること
- (6) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること
- (7) 災害等の発生に伴う救済及び復旧作業に関すること
- (8) その他この会の目的達成に必要な事業及び連絡に関すること

第3章 会 員

「会員の資格」

第5条 会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 第3条に定める区域内に住所を有する個人
- (2) 準 会 員 第3条に定める区域内に不動産を保有し、かつ第21条に定める会費を納入する個人
- (3) 賛助会員 第3条に定める区域内に事務所を有する法人等

「入 会」

第6条 会に入会しようとする者は、会長に届けなければならない。

2 会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の入会を拒んではならない。

「脱 会」

第7条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申し出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 住所を区域外に移したとき

第4章 役 員

「役 員」

第8条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 各町委員 6名

2 各町委員の町ごとの委員は別表に定めるとおりとする。

「選 任」

第9条 会長、副会長、書記、市政協力委員、会計、監事及び各町委員は、総会でこれを選任する。

「職 務」

第10条 会長は、この会を統括し、会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序で、職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報を行う。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 5 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 会の財産の状況を監査する
 - (2) その他の役員の業務執行の状況を監査する
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要あるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること
- 6 各町委員は、それぞれの町をまとめ、町を代表して、会務に協力する。

「任 期」

第11条 会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により、選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 会 議

「会議の構成」

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

「召 集」

第13条 通常総会は、毎事業年度1回開催し、毎事業年度決算終了後2ヶ月以内に召集する。

- 2 臨時総会は、正会員の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の決議があったときは、その請求があった日から7日以内に会長が召集する。
- 3 総会の招集は会員に対し、その会議の目的、内容、開催場所、開催時間を示し、少なくとも5日前に通知する。
- 4 役員会は、必要に応じ、会長が召集する。

「決議事項」

第14条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 活動計画、活動報告の承認
- (2) 毎事業年度の事業計画、予算及び決算の承認
- (3) 資産管理報告の承認
- (4) 会費改正の承認
- (5) 規約の改正
- (6) 役員を選出
- (7) その他会の重要事項に関する事

2 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

「表決権」

第15条 正会員の表決権は、平等とする。

「定足数」

第16条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 役員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状又は表決書面の提出により、出席の数に加えるものとする。

「議長」

第17条 総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会は会長が議長となる。

2 議長は、総会において出席した会員の中から会員がその都度選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

「決議」

第18条 総会及び役員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

「総会の議事録」

第19条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 総会員数及び出席会員数（委任状・表決書面提出者を含む）
- (3) 議事録署名人指名（選出）に関する事項
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の審議経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名、捺印しなければならない。

第6章 資産及び会計

「資産」

第20条 会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金
- (3) 協賛金
- (4) 財産目録記載の財産
- (5) その他

「会 費」

第 21 条 会の会費は、次の毎月徴収することとし、その額は細則で定める。

- 2 会費は、各町において徴収し、町ごとにまとめて毎月5日までに会計に納入するものとする。

「資産の管理」

第 22 条 会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

「経費の支弁」

第 23 条 会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 正会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

「会計及び資産台帳の整備」

第 24 条 会の収入及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が、帳簿の閲覧を請求したときは開示しなければならない。

「予算及び決算」

第 25 条 会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

- 2 収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

「事業年度」

第 26 条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑 則

「規約の変更」

第 27 条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の同意を得て、京都市長の認可を受けなければ変更することができない。

「書類及び帳簿の備付等」

第 28 条 会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 役員及び総会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

「細 則」

第29条 この規約の施行についての細則は、役員会の議決を経て別に定める。

別 表

	上の町	中の町	宮の町	下の町	川合町
会 長	久多地域全体から選任する				
各町委員	3 名	2 名	3 名	2 名	2 名
監 事	久多地域全体から選任する				

附 則

この規約は、昭和25年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和43年 1月22日から施行する。

この規約は、昭和58年 5月 9日から施行する。

この規約は、平成21年 7月24日から施行する。

〔附属書〕久多自治振興会 細則

- 1 現在この地域内に住民登録を有しない者で、先代より地域内に住所を有し、かつ、不動産を保有して多年自治振興会の運営に寄与し、現在に至るも自治振興会の会費を納入し続けている者は、第5条第1号の正会員とみなす。
- 2 市政協力委員は、第8条第6号の各町委員数に含む。但し、その数は上の町及び宮の町は各2名、中の町、下の町及び川合町は各1名とし、別表の各町委員数に含まれるものとする。
- 3 会長の就任期間は、3期（6年）を限度とする。
（昭和58年5月9日決議）

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

名 称 久多自治振興会
住 所 京都市左京区久多宮の町3番地
左京区役所久多出張所内
代表者の氏名 会長 岡田 芳治

平成 年 月 日

申請者 久多自治振興会 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
公共交通空白地有償運送

2. 運営協議会の名称及び対象市町村
(名 称)
京都市左京区久多地域公共交通会議
(対象市町村)
京都市

3. 運営協議会にて合意に至った年月日
平成 年 月 日

4. 運送主体の名称, 住所, 代表者の氏名
久多自治振興会
京都市左京区久多宮の町3番地左京区役所久多出張所内
会長 岡田 芳治

5. 合意の内容
(1) 運送の区域
京都市左京区久多地域(別紙路線図参照)
(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)
別紙運賃表参照

6. その他特記事項

平成 年 月 日

京都市左京区久多地域公共交通会議

主宰者 京都市左京区長 印